

令和5年6月6日

お知らせ

担当課	監理課
担当者	藤本、岡崎
内線	4133、4137
直通	226-7463

建設業許可の取消処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（許可の取消し）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	かぶしきがいしゃひろたそうけん 株式会社廣田創建	代表者氏名	ひろた つばさ 廣田 翼
主たる営業所の所在地	倉敷市玉島乙島7471-449		
許可番号	岡山県知事許可（般-3）第26416号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業		

2 処分をした日

令和5年6月5日

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し
（許可を受けている全ての業種の許可の取消し）

4 処分の原因となった事実

株式会社廣田創建の営業所の所在地が確知できず、その旨の事実を公告したが、その公告の日から30日を経過しても申出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当すると認められるものである。